

農薬吸入毒性評価手法等確立調査部会（平成19年度第2回） 議事概要

1 開催日時及び開催場所

日 時：平成19年8月9日（木）13:30～15:30

場 所：糖業会館（2階ホール）

2 出席委員（敬称略）

井上達、坂部貢、佐藤洋、鈴木勝士、原田孝則、森田昌敏（部会長）

3 会議の概要

（1）資料2の吸入毒性試験実施計画（案）について

環境省から説明が行われ、目的、基本的考え方、試験実施機関及びモデル農薬の選定については提案どおり了承された。その後、試験計画について委員による議論が行われ、以下の点について委員の確認を得た後、試験実施機関の選定を行うこととされた。

供試動物は提案どおり、ラットの若齢成獣を用い、系統はウイスター系など一般的に広く使われ、且つ試験実施機関で背景データを豊富に有するものを用いる。

曝露方法は、試験実施機関の設備にもよるが、原則として鼻部曝露型吸入装置を用いる。

曝露はガス状態で行うことを基本とするが、飼育温度における飽和濃度において毒性が現れないことも想定されるので、用いる蒸気発生装置（ジェネレーター）で事前に到達可能な最高濃度を検証し、既存データと比較し、必要により中間用量あるいは最高用量をミスト状態で曝露し、用量相関が得られるようにする。

飼育温度はOEC D改定案に従い原則として22度±2度とする。曝露中の流量、温湿度、被験物質濃度、粒子径（ミストの場合）等をモニタリングする。

曝露期間は28日間とする。1日の曝露時間は6時間で週5日間以上の曝露とする。

動物数は1群あたり雌雄各10匹以上、試験群は原則としてミストで3段階、ガスで1段階の4投与群並びに対照群を設ける。

観察及び検査項目は、OEC D改定案に従う他は以下のとおりとする。

試験終了後の脳、赤血球及び血漿中のアセチルコリンエステラーゼ活性を測定する。急性神経毒性試験ガイドライン（2-1-7）で定めている

「観察と検査」のうち、還流固定による組織の固定は一般的に本試験で用

いられる程度の曝露濃度範囲での有機リンでは形態変化が認められる可能性はきわめて少ないため行う必要はない。また、急性遅発性神経毒性試験ガイドライン(2-1-8)は試験生物がニワトリであり今回の試験で用いるラットには適していない。試験終了後の器官及び組織の保存期間は、湿標本(ホルマリン標本)は3年間、ブロック及びガラススライドは10年間とする。血中の被験物質濃度測定は供試動物に大きな負荷がかかることから今回の試験の中で行うことは適当でない。また、尿中の代謝物測定は採尿方法や労力上で難しい点があること、及びコリンエステラーゼ活性の測定で曝露状況が把握できることから今回の試験の中で行う必要はない。アレルギーの指標として試験終了後の血漿中サイトカイン、及び脾臓並びに胸腺のリンパ球のサブセットを測定する。被験物質は純品とする。次年度の試験については次回以降の部会において事務局から提案する。

(2) その他

次回の部会について、事務局より予備試験の結果がまとまったところで開催する旨が報告された。

(以上)